

調 査 書 作 成 要 領

1 作成上の留意点

- (1) 小学校長は、志願者の調査書（様式3－1）を令和8年11月30日現在で作成する。
- (2) 調査書の各欄は、特に指示するもののほかは、小学校児童指導要録（以下「指導要録」という。）の記載に基づき、記入する。
- (3) 第5学年の評価等については、指導要録に記載されたものを記入し、第6学年の評価等については、令和8年11月30日現在で記入する。
- (4) 調査書作成については、調査書発行依頼書に記載されている①～③から選んで行う。
 - ①保護者から提出された調査書用紙を用いる場合は、黒色のペン又はボールペンを用いて手書きで記入する。必要に応じてゴム印を用いてもよい。
 - ②徳島県入試情報サイトから令和9年度入試の様式（エクセルファイル）をダウンロードし、作成して、プリントアウトする。
 - ③【推奨】校務支援システムより作成して、プリントアウトする。
- (5) 間違えて記入した場合は、記入者本人が、その部分に二重線を引き、正しく書き直す。
- (6) 卒業又は修了年月日欄の「卒業見込み」、「修了見込み」は、いずれか一方を○で囲む。
- (7) ※の欄は記入しないこと。

2 各欄の記入上の注意

- (1) 志願者の氏名、フリガナ、性別、生年月日については、調査書発行依頼書（様式3－2）で確認した上で記入する。
- (2) 各教科の学習の記録
 - ア 観点別学習状況
指導要録の評価方法に従って、観点ごとにA「十分満足できる」状況と判断されるもの、B「おおむね満足できる」状況と判断されるもの、C「努力を要する」状況と判断されるものを記入する。
なお、観点欄にある各教科の番号は、【別表】「各教科の観点別学習状況における観点」に付した番号にそれぞれ対応している。
 - イ 評価
指導要録の評価方法に従って、教科ごとに3「十分満足できる」状況と判断されるもの、2「おおむね満足できる」状況と判断されるもの、1「努力を要する」状況と判断されるものを記入する。
- (3) 総合的な学習の時間の記録
指導要録の総合的な学習の時間の記録における「学習活動」、「観点」、「評価」のうち、「評価」について、指導要録の記入方法に準じて記入する。ただし、評価の内容を補足するために、「学習活動」及び「観点」についても記入してよい。
- (4) 特別活動の記録
指導要録の記入方法に準じ、十分満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
- (5) 行動の記録
指導要録の記入方法に準じ、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
- (6) 出欠の記録
欠席日数が年間10日以上ある場合には、備考欄にその理由を記入する。
- (7) 総合所見及び参考となる諸事項
次の内容について、児童の優れている点や長所等を記入する。また、評価が記入できない場合は、その理由を記入すること。
 - ア 各教科、特別活動、行動に関する事実や所見
 - イ 児童の特徴・特技
 - ウ 学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動など

3 交付

小学校長は、調査書用封筒（様式4－1）に志願先の県立中学校又は県立中等教育学校名、小学校名、児童氏名を記入し、作成した調査書を入れ、厳封した上で、志願者に交付する。

【別表】 各教科の観点別学習状況における観点

教 科	番号	観 点
全教科共通	1	知識・技能
	2	思考・判断・表現
	3	主体的に学習に取り組む態度